

## 福岡大名ガーデンシティ 広場・ホール利用規約（2022/4/21 暫定版）

福岡大名ガーデンシティ広場・ホール事務局（以下、運営事務局という。）では、広場・イベントホールの活用・運用についての基本コンセプトを次のように考えています。

- ・街の魅力や集客力の向上に寄与する「様々な人々の出会いと交流の広場」
- ・街の賑わいを創出する「情報発信の広場」
- ・コミュニティ活動の活性化に寄与する「親しみのある広場」

※本広場は、『福岡市地域まちづくり推進要綱』に基づき「We Love 天神協議会」が作成した「公開空地等活用計画」の公開空地としての登録を予定しています。

※広場では、企業・自治体などのPR イベントや公益性のある物販イベントの開催も可能です。販売行為を伴う利用に際しては、事前審査がございます。また、通常の会場使用に関する費用と別途、「まちづくり協力金」が必要になります。この売上は WeLove 天神協議会のまちづくり活動に活用されます。詳細はお問い合わせ下さい。

※販売品目などを確認させていただきますので、申請から申請許可まで最短1ヶ月ほど必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※ホールでの飲食や物品販売をご希望の場合は、事前に担当者と打ち合わせて下さい。

物品販売を行う場合は、手数料を申し受けます。詳しくはお問い合わせください。

### 1) 申込み手続き及び利用の承認

#### 【仮申込】

ご利用希望者は、運営事務局に広場/ホールの利用状況をお問い合わせいただいた後に、「仮申込書」、「イベント企画概要書」をご提出いただき、広場の利用方法として問題がない場合に「仮申込」が完了します。口頭のみでの仮申込は受け付けておりません。仮申込時には、利用者がイベントの実施を正式に決定する「決定予定日」を、運営事務局の担当者に必ずお伝えください。仮申込の有効期限は仮申込完了から原則1か月間とさせていただきますので予めご了承ください。

#### 【本申込】

イベント実施が正式決定いたしましたら、速やかにその旨を運営事務局の担当者にご連絡ください。正式決定のご連絡を頂きましたら「本申込書」に必要事項を記入の上、提出して頂いた時点で本申込の完了とさせていただきます。本申込書とあわせて、「イベント企画書」、「会場レイアウト図面案」「電気関係図面」「運営計画」等を提出の上、運営事務局の担当者と打合せを行ってください。

上記の手続きを行って頂けない場合は利用のキャンセルとみなします。(原則仮申込より1か月以内) 本申込み後、運営事務局（以下、施設所有者という。）にてイベント企画内容の審査を行い、利用に問題がないと判断された場合に、広場の「利用承認」を行い、利用申込が確定いたします。

#### 【催物開催届等について】

利用者は、イベント開催予定日10日前までに「催物開催届」に必要事項を記入の上、中央消防署に提出してください。なお、その写しを必ず運営事務局に提出してください。

※そのほか、中央消防署(補助イース使用、火気使用等)、中央警察署(大規模イベント開催、歩道でのチラシ配布等)、中央区保健福祉センター(食品提供、温泉利用等)、福岡税務署(酒類販売等)への諸届けが必要な場合の手続きも同様とします。

※コンテナなどの施工物は、福岡市への建築申請が必要な場合があります。申請～承認までに時間を要しますので、施工計画はお早めに福岡市住宅都市局建築指導部に確認し、申請のご提出をお願いいたします。

## 2)広場利用の条件

広場/ホールの利用にあたり次の事項を遵守してください。

- ・利用中に、施設の建築物、付属設備、備品等を毀損、汚損、滅失させたときは(来場者、作業員等の関係者によるものも含む)、利用者に損害を賠償していただきます。損害賠償は、運営事務局より利用者に実費を申し受けます。ついてはイベント保険等必要な保険にご加入頂くことを推奨しています。保険会社のご紹介も可能ですので、お問い合わせください。
- ・開催イベントについては、案内誘導に十分な人員と車両を伴う搬出入時に必要な警備員やスタッフを必ず配置し、通路の確保等、安全面の確保を最優先に行ってください。複数日連続で開催するイベントには夜間警備の配置(指定警備会社有り)をお願いいたします。利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、運営事務局及び施設所有者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ・地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力によって広場の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害については、運営事務局及び施設所有者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・イベント実施における来場者等とのトラブルにつきましては、利用者にて対処してください。なお、トラブルの内容については、必ず運営事務局に報告してください。
- ・イベント実施によって発生したゴミは、利用者にて適正に処分してください。なお利用後は会場の清掃を行い、原状回復をしてください。原状回復後、点検を行います。清掃・回収業者のご案内を行いますので、運営事務局までお問い合わせください。※人工芝部分の清掃はお問い合わせください。
- ・ゴミはお持ち帰りいただくか、ゴミ袋の販売を行っておりますのでお問い合わせください。広場・ホール内は禁煙となっておりますので遵守ください。

## 3)利用料金など

### 【広場利用料金】

区分	料金(税込)
8:00~21:00(平日)	275,000円
8:00~21:00(土日祝)	440,000円
8:00~14:00/15:00~21:00(平日)	137,500円
8:00~14:00/15:00~21:00(土日祝)	220,000円
8:00~21:00(半面利用)	137,500円(平日)/220,000円(土日祝)
8:00以前/21:00以降/設営撤去(平日1H)	11,000円
8:00以前/21:00以降/設営撤去(土日祝1H)	22,000円

※連続した期間で開催される際は、半日利用は原則対象にはなりません。

※半日利用/半面利用の詳細はご相談ください。

※公益性のあるイベントに付随して実施した飲食・物販・サービスの提供による売り上げについては、その一部をまちづくり協力金としてイベント主催者より運営事務局が受け取り、WeLove天神協議会が行うまちづくり活動に活用されます。

### 【広場設備・備品利用について】

広場に付帯する設備の利用が可能です。設備の利用にあたっては、運営事務局の指示に従ってください。

また、電気料金・水道料金は、イベント終了後、実費分をご請求させていただきます

※一部有料の貸出機材・備品リストは準備中です。もうしばらくお待ちください。

※電源：広場内3カ所イベント分電盤（A:100V10KW/B:100V30KW200V10KW/C:100V10KW）

※給排水:共同利用シンク有

### 【搬入・搬出作業】

広場については、搬入・搬出、会場設営・撤去は事前の打合せと利用細則に基づき利用者にて行ってください。必要書類(工程表・関係車両一覧・警備計画・作業者名簿、運営マニュアルなど)を搬入・搬出予定日の14日前までに提出してください。

### 【ホール利用料金】

区分	料金 (税込)
A 区分 8:00~12:00 (4H)	132,000 円
B 区分 8:00~16:00(8H)	264,000 円
C 区分 12:00~20:00(8H)	264,000 円
D 区分 16:00~20:00(4H)	132,000 円
E 区分 8:00~20:00(12H)	396,000 円
1 時間加算料金	33,000 円
備品	別紙参照
備考	清掃費込

※基本時間を4時間とします。※4時間未満の場合も基本料金を適用致します。

※予約時間を超える場合は、1時間当たりの加算料金を適用させていただきます。

※ご利用時間は、準備・撤去を含みます。※土日祝日の場合も同一料金です。

### 【利用のキャンセル※広場/ホール共通】

利用承認を受けた後のキャンセル及び日時の変更に関しては、以下のキャンセル料を申し受けます。

イベント開催予定日の60日から31日前・・・基本料金の50%

イベント開催予定日の30日前～・・・基本料金の100%

イベント開催予定日の61日以前・・・キャンセル料なし

### 【料金・支払※広場/ホール共通】

料金は以下のとおりです。利用料金は原則として事前に申し受けます。利用承認後、ご請求いたしますので、指定期日までに運営事務局指定の口座にご入金いただきますようお願いいたします。なお、ご入金にかかる振込手数料は利用者負担とさせていただきます。

### 4)広場利用制限に関する事項

次の場合は利用の承認はできません。また既に承認している場合、あるいは利用中でも、下記の事項に抵触する行為があると運営事務局又は施設所有者が判断した場合は、利用の中止をさせていただくことがあります。その際の利用者の損害については、運営事務局及び施設所有者は損害補償を致しません。

#### 【利用制限する事項】

- ・料金の支払や関係官庁の許可手続き等、ホール利用の手続きが完全に完了していない場合
- ・本利用規約及び「(別紙)注意事項※決定後にHPなどで公開いたします」に記載の項目を遵守できない場合
- ・使用目的や内容を無断で変更した場合
- ・関係諸官庁から中止命令が出た場合
- ・広場などの使用权を第三者に譲渡、転嫁したとき、又は他の権利を設定した場合
- ・施設、店舗、お客様に対し、迷惑を及ぼす恐れがあると認められた場合
- ・大音響、異臭などにより、公衆に不快の念を与えるものやゴミその他汚物を廃棄した場合
- ・通行人に危害迷惑を与えるおそれがある場合
- ・政治活動、宗教活動、及びそれに類する行為を行う場合
- ・常設の構築物を設置、又は建物への取付加工、重量物等により建物設備等に悪影響を与えると認められた場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(以下、風俗営業等という。)の敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせた場合
- ・福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)に定める項目を遵守していない場合
- ・公の秩序を乱し、または公序良俗に反するおそれがあると認められた場合

その他、運営事務局及び施設所有者が不適切と判断するもの

※業種、業態によってはお受けできない場合がありますのでお申込み時にお問い合わせください。

### 5)免責事項

- ・運営事務局及び施設所有者は利用者の以下の損害についてその責を負いません。
- ・運営事務局及び施設所有者の責に帰することのできない事故及び災害ならびに運営事務局及び施設所有者が行う建物、施設、設備の修繕、変更、改造工事、維持保全作業により生ずる諸サービスの不足及び使用停止により利用者に発生した一切の損害。

- ・地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力による災害、盗難・紛失等運営事務局及び施設所有者の責に帰することのできない事由により、利用者所有の諸設備、サーバー・パソコン等のハードウェア及びソフトウェア等が滅失、破損、紛失若しくは故障し、これにより生じた利用者の損害。
- ・広場は福岡市防災計画において「地区避難場所」に指定されており、震災及び大火災により人命に大きな被害が予測される場合には住民の避難場所になります。その場合は開催中であってもイベントを至急中止し、住民の避難を優先することにより生じた一切の損害。

## 6)その他

- ・広場利用期間中は利用者の責任者を現地に常駐させ、常に連絡を取れる状態にして下さい。
- ・大型の広告看板等の設置物がある際は、都市景観条例による審査が必要です。審査に1ヶ月程度かかりますので、早めにデザイン・仕様を運営事務局にご提出ください。
- ・広場利用に関し、この規程に定めるものの他は運営事務局の担当者の指示に従ってください。
- ・天災や不可抗力により会場利用に支障が発生した場合は別途、利用者と運営事務局において協議する場合があります。

※本規約は、2022年4月21日時点の暫定版規約になります。竣工後の運用が変更になることもありますのでご了承ください。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

お問い合わせ:福岡大名ガーデンシティ広場ホール運営事務局（西日本新聞イベントサービス内）

メールアドレス：[daimyo-hiroba@nishinippon-event.co.jp](mailto:daimyo-hiroba@nishinippon-event.co.jp)